

4.不実登記、商号の意義等

4-1.不実登記

(1)概要（商 9Ⅱ、会社 908Ⅱ）

故意・過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗できず

規定の趣旨＝登記への信頼の保護 ←形式的審査主義（3-1(3)(b)）

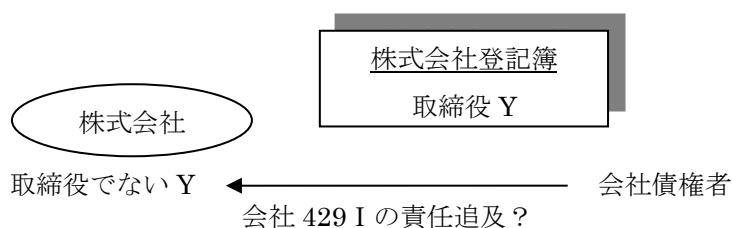
(2)規定の内容

①故意・過失による不実の事項の登記

最判昭 55・9・11 民集 34-5-717（登記申請権者の申請にもとづく不実の登記）

②第三者の善意→第三者が実際に登記を見て信頼したことは必要？

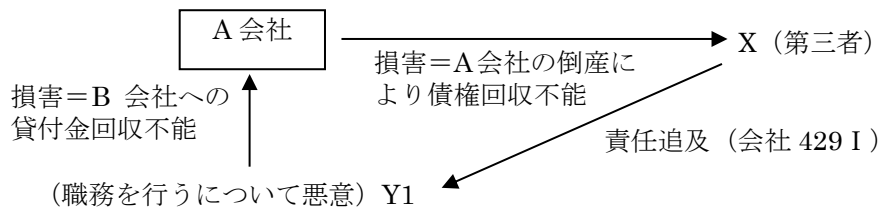
(3)登記簿上の取締役の第三者に対する責任（「会社法Ⅰ」）



事例 4-a 登記簿上の取締役

A 会社の代表取締役 Y1 は、A 会社を代表して B 会社に 5 億円を貸し付けたが、貸付金の回収見込みがないことを最初から知っていた。その後、貸付金を回収できなかった A 会社は倒産し、A 会社の取引先 X は、A 会社に対して有していた債権が回収不能になり損害を被った。A 会社の登記簿上は、Y2 という取締役がいることになっている。しかし、Y2 は、株主総会で取締役として選任されたわけではなく、迷惑をかけないから登記簿上だけ取締役に任じてほしいと Y1 から頼まれて、それを承諾したにすぎない。Y2 は取締役として行為することはなく、Y1 の監視も全くしていなかった。

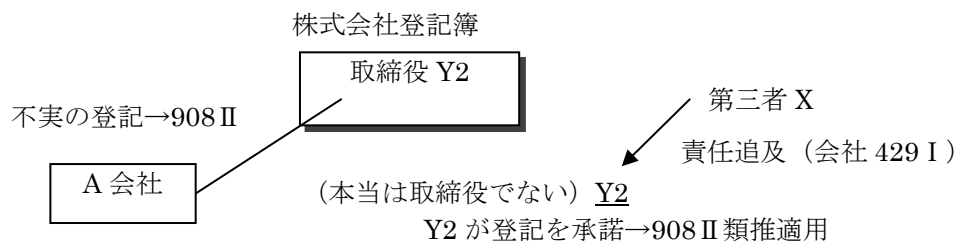
①Y1 の責任



②Y2 (登記簿上の取締役) の責任

最判昭 47・6・15 民集 26-5-984

「商法一四條〔会社 908 II〕……にいう、『不実ノ事項ヲ登記シタル者』とは、当該登記を申請した商人（登記申請権者）をさすものと解すべき……であるが、その不実の登記事項が株式会社の取締役への就任であり、かつ、その就任の登記につき取締役とされた本人が承諾を与えたのであれば、同人もまた不実の登記の出現に加功したものというべく、したがって、同人に対する関係においても、当該事項の登記を申請した商人に対する関係におけると同様、善意の第三者を保護する必要があるから、同条の規定を類推適用して、取締役として就任の登記をされた当該本人も、同人に故意または過失があるかぎり、当該登記事項の不実なことをもって善意の第三者に対抗することができないものと解するのを相当とする。」



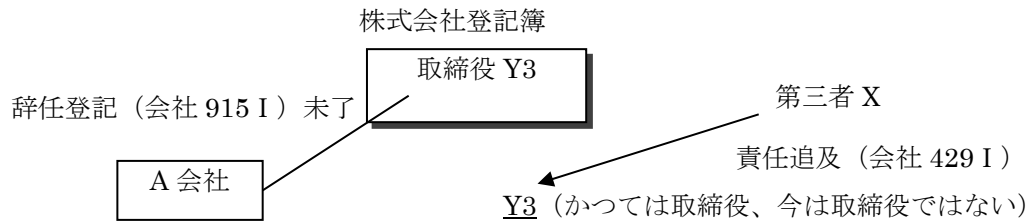
Y2 は監視義務を負う（取締役は他の取締役の職務の執行を監視しなければならない）

+ Y2 には少なくとも重過失

(4) 辞任登記未了の取締役の第三者に対する責任（「会社法 I」）

事例 4-b 辞任登記未了の取締役

事例 4-a の A 会社の登記簿上は、Y3 という取締役がいることになっている。しかし、Y3 は 2 年前に取締役を辞任しており、A 会社が Y3 の取締役辞任登記をしていなかった。Y3 はそれを知り、辞任登記をするよう A 会社に求めていたが、A 会社は辞任登記をせずにいた。



辞任登記の必要性（変更登記。3-1(3)(c)） but 事例の Y3 は辞任登記未了

最判昭和 62・4・16 判時 1248-127

「株式会社の取締役を辞任した者は、辞任したにもかかわらずなお積極的に取締役として対外的又は内部的な行為をあえてした場合を除いては、辞任登記が未了であることによりその者が取締役であると信じて当該株式会社と取引した第三者に対しても、商法……二六六条ノ三第一項前段〔会社 429 I〕に基づく損害賠償責任を負わないものというべきである……が、右の取締役を辞任した者が、登記申請権者である当該株式会社の代表者に対し、辞任登記を申請しないで不実の登記を残存させることにつき明示的に承諾を与えていたなどの特段の事情が存在する場合には、右の取締役を辞任した者は、同法一四条〔会社 908 II〕の類推適用により、善意の第三者に対して当該株式会社の取締役でないことをもって対抗することができない結果、同法二六六条ノ三第一項前段〔会社 429 I〕にいう取締役として所定の責任を免れることはできないものと解するのが相当である。」

辞任登記未了の取締役が責任を負う範囲＝(3)より狭い

4-2. 商号の意義

(1) 意義

商人・会社が営業上の活動において自己を表示するために使う名称

条件＝発音できるもので、かつ、文字で表示できるもの

事例 4-c 商号

星宮さんは個人で「なんでも弁当」という名の弁当屋を営んでいる。星宮さんの弁当屋は「なんでも弁当」として近隣に広く知られ、人気がある。

商標

商品・サービスを特定するための名称・マーク

例：東京ディズニーランド＝商標、株式会社オリエンタルランド＝商号

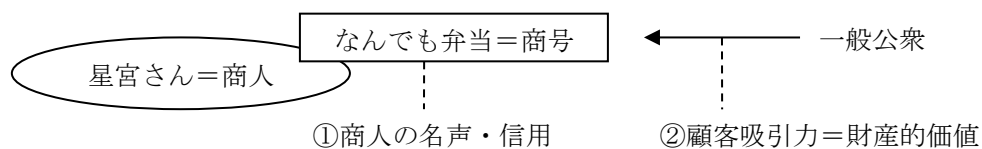
登録を受けた商標には商標権が認められる（知的財産権の一種）

商標法 2 条 1 項

この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

(2) 機能



(3) 個数

会社以外の商人→商号単一の原則 例：パン屋と本屋を営む場合

会社 6 I

4-3. 商号の選定と登記

(1) 選定

商号自由主義（商号選定自由の原則）（商 11 I）←江戸時代の屋号

会社 7（会社であると誤認されるおそれのある文字）

会社の種類（会社 6 II III）

業種による商号の制限（銀行 6、信託業 14、保険 7、金商 31 の 3 等）

商号中に事業目的を示す文字（銀行、信託、証券等）を用いなければならない
これらの事業を営まない者は商号中にこのような文字を用いてはならない

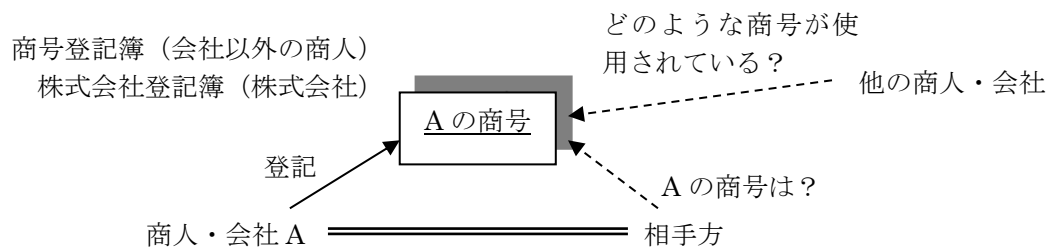
(2)登記

会社以外の商人（商 11Ⅱ）

——登記事項等（商登 28）

- ・営業所ごと（同Ⅰ）
- ・①商号、②営業の種類、③営業所、④商号使用者の氏名・住所（同Ⅱ）

会社（株式会社：会社 911Ⅲ②）



(3)同一商号の登記禁止（商登 27）

事例 4-d 同一商号

京都市上京区〇〇町△番を営業所の所在場所、Aさんを商号使用者として、「ランプ館」という商号がすでに登記されている。Bさんは、同じ場所を営業所の所在場所として、「ランプ館」という商号を登記したいと考えているが、それは可能か。

商号登記の抹消申請（商登 33）

＝次の場合に、商号を登記した者が必要な登記を怠ったとき

- ①登記した商号を廃止
- ②商号の登記をした者が正当な事由なく二年間当該商号を使用しない
- ③登記した商号を変更
- ④商号の登記に係る営業所を移転